

## 大仙市建設コンサルタント業務等条件付き 一般競争入札実施要綱の運用について

### 第2条（対象業務）関係

第1項ただし書きの市長が特に必要と認める場合は、条件付き一般競争入札に付することが合理的であると認められる業務において競争入札を行おうとする場合とする。

### 第3条（入札の公告）関係

公告に当たっては、次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金
- (6) その他必要な事項
- (7) 問い合わせ先

### 第7条（入札参加資格の確認申請）関係

- 1 受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。
- 2 同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴の提出を求めるのは、それぞれ同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴を入札参加資格要件としている場合とする。
- 3 技術者保有数を要件とする測量業務において、確認申請書等の提出から落札決定までの間に技術者数の変動があった場合は、減員が生じた場合に限り入札参加資格要件の適否の対象とするものとする。

### 第10条（入札の執行）関係

- 1 入札書の提出期間は原則として1日（大仙市の休日定める条例（平成17年大仙市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以上とする。また、期間の設定に当たっては、公告

の日から入札書の提出期間の末日までの間において、十分な見積期間が確保されるような日程とするものとする。

- 2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあつては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするものとする。

#### 第12条（落札者の決定方法）関係

- 1 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの及び次に定めるものを除いて、開札の日を基準として判断するものとする。

(1) 格付名簿の等級及び電子入札運用基準に基づく利用者登録については、公告の日を基準とする。

(2) 配置予定技術者については、契約締結の予定日（落札決定予定日の翌日）を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。

- 2 1の基準の日以降に入札参加資格における要件を満たさなくなったことが明らかになったときは、当該要件を満たしていなかったものとみなすものとする。

- 3 同種又は類似業務の実績及び配置予定技術者の資格・業務経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合にあつては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと）。この場合、当該落札候補者に対しては、嚴重注意の上、次回以降も不備・不足等があつたときは指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。

また、確認申請書等に記載された配置予定技術者が資格・業務経歴を満たさないものであつた場合は、配置予定技術者の変更は認めないものとする

（要件を満たしている技術者が病気、退職等やむを得ない事情によって配置できないものと認められる場合に限って、要件を満たす他の技術者との変更を認める）。

- 4 配置予定技術者の手持ち業務量を入札参加要件とする場合であつて、確認申請書等に記載された技術者が同日開札予定の他の業務においても配置予定技術者とされている場合にあつては、当該業務の開札者に入札執行状況を確認

認する等により、手持ち業務量の制限に抵触して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の業務について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札の順に落札者とするものとする。

- 5 大仙市税及び社会保険料に滞納がないことについては、第14条第1項の規定に基づき落札決定後に落札者から提出される大仙市税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を受理することをもって確認に代えるものとする。
- 6 低入札価格調査制度を適用する業務において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。
  - (1) 落札候補者を含む調査基準価格を下回った入札参加者全員について入札参加資格における基礎的要件（名簿搭載、営業所の所在地及び指名停止に関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。
  - (2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合は、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。
  - (3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、低入札価格調査（詳細調査）を行う。
- 7 事務手続の効率化を図るため、落札候補者の資格確認作業段階において当該候補者が入札参加資格を有しないことが見込まれる場合は、必要に応じ、次順位者の入札参加資格の確認作業を併せて行い、両者の入札参加資格について1回の入札契約資格等審査委員会でまとめて審議することができるものとする。ただし、入札参加資格を有するものとされた次順位者への落札決定通知は、落札候補者が入札参加資格を有しないことが確定してからでなければ行うことができない。

### 第13条（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認する

ものとする。

第14条（落札決定後の書類提出等）関係

- 1 大仙市税に滞納がないことについては、市長が発行する納税証明書を提出させることにより確認するものとする。
- 2 社会保険料に滞納がないことについては、社会保険事務所長が発行する保険料納入証明書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前2項の証明書の発行日は、落札決定の日以降のものでなければならない。

（平成21年3月16日制定（平成21年4月1日から施行））

（平成23年4月1日から施行）

（平成26年8月26日から施行）

（平成29年10月1日から施行）